



平成 23 年 6 月 6 日

各 位

会社名 株式会社 御園座  
代表者名 代表取締役社長 長谷川 栄胤  
(コード番号:9664 名証第2部)  
問合せ先 常務取締役 田口 幹夫  
(電話 052-222-8202)

定款一部変更及び会計監査人の選任並びに監査役会設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 121 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を付議することを決議いたしました。

併せて「監査役会の設置」を総会後に行うことをお知らせいたします。

## 記

### 1. 定款一部変更の件

#### (1) 変更理由

当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しませんが、株式会社名古屋証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 31 条の規定を受け、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため当法定款第 4 条（機関）に監査役会及び会計監査人を置く規定を設け、これらに関する条文の新設並びに条数の変更等を行うものであります。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 6 月 29 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 23 年 6 月 29 日（予定）

## 2. 会計監査人の選任の件

### (1) 会計監査人の選任の理由

株式会社名古屋証券取引所による「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の改正により、上場会社については会計監査人の設置が必要となりました。当社は、これを機に会計監査体制のより一層の充実・強化を図ることとし、「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、会計監査人を選任するものであります。

また、候補者は金融商品取引法に基づく当社の監査を既に行っていることから、当社の会計監査人に適任であると考えております。

なお、本議案の提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

### (2) 選任する会計監査人の概要

名称	東陽監査法人	
事務所	(主たる事務所) 東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル6階 (従たる事務所) 大阪府大阪市中央区南本町4-2-21 イヨビル6階	
沿革	昭和46年12月	監査法人日東監査事務所を設立
	昭和56年11月	虎ノ門共同事務所との統合を機に東陽監査法人に名称を変更。 大阪事務所、名古屋事務所を設置。
	平成15年3月	Horwath International (現、Crowe Horwath International) のメンバーファーム契約を締結。
	平成17年1月	監査法人西村会計事務所と合併
	平成18年10月	東都監査法人と合併
概要	(出資金)	424百万円 (平成22年現在)
	(構成人員)	403名 (平成22年現在)
	パートナー	代表社員 59名 社員 43名
	専門職員	公認会計士 217名 会計士補 2名 新試験合格者 44名 その他の専門職員 16名
	事務職員	22名

(3) 就任予定日

平成23年6月29日(予定)

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>第5条～第29条 (条文省略)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第29条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>第30条～第32条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第30条～第32条 (現行どおり)</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第33条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第38条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第34条 ~ 第36条 (条文省略)</p>	<p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第39条 会計監査人は、株主総会の決議よって選任する。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p><u>第7章 計 算</u></p> <p>第42条 ~ 第44条 (現行どおり)</p>